

公益財団法人東京YWCA 運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第46条の規定に基づき、運営委員会（以下、「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、運営委員会会長（以下、「会長」という。）と運営委員（以下、「委員」という。）によって構成する。

- 2 委員会は、事務局長が担当する。
- 3 委員会は、必要に応じて陪席を要請する。
- 4 委員会は、会長を補佐するために副会長1名ないし2名及び書記1名を互選により選出する。
- 5 何らかの事情で会長を欠くときは副会長が代行する。

(委員の欠員)

第3条 委員が何らかの事情で欠員となり、必要構成数を満たさなくなったときは、速やかに補充するものとする。

- 2 補充委員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、4月から翌年3月までの1年度の中で6回以上の例会を開く。

- 2 会議の議長は会長とする。
- 3 会議は、委員の3分の2が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面又は電磁的記録をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者とみなす。
- 4 委員の過半数の要求があれば、臨時の会議を開催することができる。

(会議の招集)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 招集にあたっては、予め議題、日時、場所その他必要な事項を委員に通知しなければならない。
- 3 議長は、会議の招集を行わず、書面又は電磁的記録をもって委員の意見を求めることにより、会議の議決に代えることができる。ただし、議長はその結果について、速やかに各委員に報告しなければならない。

(会議の決議)

第6条 会議の決議は、議長を含む委員1人1票とし、出席者の過半数をもって行う。

(議事録)

第7条 委員会の会議の審議については、その結果を記録した議事録を作成する。

(委員会活動の公開)

第8条 委員会は、議事録を法人のホームページ等で公開するものとする。

(委員会の職務)

第9条 委員会の職務は次の通りとする。

- (1) 会員からの付託を受けて、会員総会決議事項を推進する。
- (2) この法人に対する意見を理事会に具申する。
- (3) 会員総会及び臨時会員総会の開催と運営
- (4) 『東京 YWCA』の発行
- (5) 東京 YWCA ホームページの会員へのお知らせの管理
- (6) 会員グループの運営
- (7) その他会員に係る事項

2 委員会は、職務を遂行するために小委員会を設置することができる。

3 公益財団法人日本 YWCA 及び世界 YWCA との連携

(1) 日本 YWCA 関連事項

- ・全国会員総会代議員等の選出
- ・加盟 YWCA 中央委員会への会長派遣
- ・その他要請事項

(2) 世界 YWCA 関連事項

- ・世界 YWCA デー等関連プログラムの実施

(東京 YWCA ホームページの会員へのお知らせの管理)

第10条 委員会は、委員会の活動及び日本 YWCA、世界 YWCA の会議等で議されていることを東京 YWCA ホームページの会員へのお知らせ欄を活用して、会員に告知する。

(会員グループの運営)

第11条 委員会は、別に定める会員グループ運営規程に基づき、会員グループを運営する。

(その他会員に係る事項)

第12条 委員会は、会員の入会、退会等のほか、入会オリエンテーションや養成のほか、会員交流会など会員に係る事項を実施する。

(移行措置)

第13条 2022年度(2023年2月)及び2023年度(2024年2月)の会員総会で選出された運営委員の任期は次の通りとする。

1. 2022年度会員総会(2023年2月)で選出された運営委員は、2025年3月31日まで
2. 2023年度会員総会(2024年2月)で選出された運営委員は、2026年3月31日まで

(改正)

第 14 条 この規程の改正は、委員会に諮問し、その答申を得て理事会が改正する。

附 則 この規程は 2010 年 4 月 1 日より施行する。

2024 年 9 月 30 日改正、2025 年 4 月 1 日施行